

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度（令和7年9月1日から令和8年8月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年8月19日に定めた。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)	京都府べにずわいがに 漁業	6,254トンの内数